

北海道運輸局長 殿

住 所 北海道〇〇市〇条〇丁目〇番地  
氏名又は名称 〇〇〇〇 株式会社  
代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

※2(押印不要)

## 安全統括管理者選任及び解任届出書

安全統括管理者を下記のとおり選任及び解任したので鉄道事業法第38条において準用する同法第18条の3第5項の規定により、届出します。

## 記

選任・解任の別	(ふりがな) 氏 名 生 年 月 日	選任・解任 年 月 日	解任の場合 その理由	事業所毎に選任 する場合は、担 当する事業所名
選 任 し た 安全統括管理者	(うんゆ たろう) 運 輸 太 郎 昭和〇年〇月〇日生	令和〇年1月1日 ※3		— ※4
解 任 し た 安全統括管理者	(さくどう じろう) 索 道 次 郎 昭和◇年◇月◇日生	令和◇年12月31日 ↑	取締役退任 のため	—

添付書類 (未選任期間が生じないよう選任してください。(解任と同日又は翌日に選任))

選任された安全統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び  
鉄道事業法施行規則第58条の4に規定する要件を備えることを証する書類

(上記の内容を証する添付書類を次例のように記載し、別添として提出してください。)

- ① 安全統括管理者経歴書 ② 会社組織図

記載例

安全統括管理者経歴書

ふりがな 氏名	うんゆ たろう 運輸 太郎	昭和〇年〇月〇日生 (満〇〇歳)
連絡先(勤務先)	〇〇〇〇(株)本社 〒000-0000 北海道〇〇市〇条〇丁目〇番地	電話番号 (000) 000-0000
事業運営上の重要な決定に参画する管理的		
職務上の地位 (役職名)	取締役 ※5	取締役以外の場合、規約等(取締役会規則、安全管理規程等)により、事業運営上の重要事項を決定する会議等に参画する地位にあることの確認が必要となります。
年月	職務経歴 ※6	
平成20年 4月	〇△リゾート株式会社 入社	
平成27年10月	〇△リゾート株式会社 △△スキー場 索道技術管理員に選任	
平成30年 3月	〇△リゾート株式会社 退職	
平成30年 4月	〇〇〇〇株式会社 入社	
令和 5年 4月	〇〇〇〇株式会社 索道部長昇進	
令和 7年 6月	〇〇〇〇株式会社 取締役就任	
	現在に至る	
業務期間	索道事業の安全に関する業務経験	
平成27年10月 } 平成30年 3月	【事業者・部署・役職等】 〇△リゾート株式会社 △△スキー場 索道技術管理員 【業務内容】 ※7 索道の運行及び索道施設の保守業務 (冬季3シーズン 換算経験2年4月(3シーズン×0.8年))	
令和 5年 4月 } 令和 7年 5月	【事業者・部署・役職等】 〇〇〇〇株式会社 索道部 部長 【業務内容】 ※7 索道施設の投資計画、索道職員の人員計画の作成及び管理業務 (経験2年2月)	
年月 } 年月	【事業者名・部署・役職等】 【業務内容】	
経験年数	通算4年6月 <業務経験3年以上>	
安全統括管理者としての有無※	無 ・ 有 ( 年 月 日解任)	

※7【資格要件】索道事業の安全に関する業務とは、  
○索道の運行及び索道施設の保守業務  
(上記経験のみ、スキー場等季節限定の業務経験は1シーズンを0.8年に換算)

○索道施設の設備計画  
○索道施設の投資計画  
○索道職員の人員計画 } の作成等の管理的業務  
(詳細は次頁<解説及び注意事項等> ※7)

第18条の3第7項の規定に基づき記入すること。

令和〇年1月1日  
(選任日現在で記載)  
氏名 運輸 太郎  
(押印及び直筆署名不要)

### <解説及び注意事項等>

この記載例は、索道事業において安全統括管理者を選任及び解任（交代）した場合の例です。新規又は譲渡譲受等により索道事業を新たに始める場合は、この届出書内の「及び解任」の文字と「解任した安全統括管理者」の欄を削除してご使用ください。

なお、記載事項等ご不明な点がございましたら、お手数ですが「北海道運輸局鉄道部 鉄道安全監査官」までお問合せください。

< 電話：011-290-2734（直通） > < E-mail：[hkt-tetsudoukansakan@ki.mlit.go.jp](mailto:hkt-tetsudoukansakan@ki.mlit.go.jp) >

- ※1 届出日は選任日と同日又はそれ以降の年月日を記載してください。（事後届出）届出書は、選任・解任から遅滞なくご提出ください。（2週間程度までに提出）
- ※2 氏名又は名称は、スキー場等の名称ではなく事業者（会社）の名称を記載してください。代表者氏名には、代表取締役などの代表の役職名と氏名を記載してください。現在、この届出書への押印及び署名を求めておりません。届出書への押印等を妨げるものではありませんが、押印する場合は届出書の原本を郵送等によりご提出ください。なお、押印しない場合は、Eメール等により電子ファイルでの提出が可能となります。
- ※3 選任日は、解任日の同日又は翌日とし、未選任の期間が生じないようにご注意ください。
- ※4 「事業所毎に選任する場合は、担当する事業所名」の欄は、安全統括管理者を1名選任する場合、記載不要です。  
安全統括管理者を事業所ごとに複数選任する場合は、安全管理規程の変更が必要となる場合がありますので、選任及び解任する前にご相談ください。
- ※5 株式会社等において、取締役以外を選任する場合は、取締役会又はこれに類する会議など索道事業運営上の重要な事項を決定する会議に参画する取締役に準ずる地位であることが確認できる書面（取締役会規則、安全管理規程など）の提出をお願いしています。また、取締役以外を選任する場合は、「索道の安全状況を把握できる権限」及び「統括すべきすべての安全関係部署に対して指揮命令権を行使し又は必要な指示を出し得る権限」を有していることが確認できる書面（組織図、関係規程類など）の提出をお願いしています。
- ※6 職務経歴は、索道の安全に関する（業務経験に関連する）職歴を記載してください。
- ※7 選任要件である「索道事業の安全に関する業務の経験の期間が通算して三年以上である者」については、経歴書の「索道事業の安全に関する業務経験」欄の【**業務内容**】の項目に、次の①～⑥の業務から該当するものを記載してください。  
◎索道事業の安全に関する「業務」とは、以下のとおりとする。
  - ① 索道の設計、施工・制作・改造
  - ② 索道の運行及び索道施設の保守（季節を限定して営業する特殊索道の実務経験は、1シーズンを0.8年に換算）
  - ③ 上記①及び②の内容を含む設備計画、投資計画、人員計画等の作成業務等の管理的業務
  - ④ 上記①～③に類する業務
  - ⑤ 企業、試験研究機関、公的機関における上記①～④に示す業務
  - ⑥ 国外における上記①～⑤と同等な業務